

令和7年10月10日
相模原市発表資料

令和8年度予算編成方針の公表について

「令和8年度予算編成方針」を別紙のとおり定めましたので、お知らせします。

問合せ先
財政課
電話 042-769-8216

相模原市予算規則(平成4年相模原市規則第8号)第5条に基づき、令和8年度予算編成方針を定める。

令和7年10月10日

相模原市長 本村 賢太郎

令和8年度 予算編成方針

第1 はじめに

1 本市財政を取り巻く環境

国の月例経済報告(令和7年9月)によると、我が国の景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、引き続き米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。なお、市内経済団体が実施した景況感に関する調査によると、市内においても業種により差はあるものの、同様の傾向が示されている。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させることとしている。令和8年度予算については、地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

2 本市の財政状況と今後の見通し

令和6年度決算においては、経常収支比率は、物価上昇による委託料などの物件費や人件費のほか、定年延長に伴う退職手当の支給等により

前年度と比べると1.5ポイント増加の97.5%となった。一方で、財政の健全性を判断するための指標である実質公債費比率や将来負担比率は、早期健全化基準を大幅に下回っており、現時点では、財政の健全化が図られている状況であると評価できるが、今後も少子高齢化の影響などによる扶助費の増加や、公共施設や社会インフラの老朽化、物価高騰や人件費上昇の影響、大規模災害等への備えなど、社会経済情勢の動向等を注視しながら、様々な財政需要に適切に対応していく必要がある。

このような中においても、将来にわたる本市の成長・発展には、安定した行財政基盤の下で効果的な施策展開を図ることが重要であることから、引き続き、市税収入など積極的な歳入の確保に努めながら、今後本格化するまちづくりなど本市の特性を踏まえ、メリハリのある予算編成に取り組む必要がある。

令和8年度の一般会計の収支見通しは、別紙のとおり、歳入歳出の全体では、歳出超過が見込まれる状況となっている。歳入においては、市税が本年度当初予算額と比べて増収が見込まれることなどにより、歳入全体では約3,998億円を見込んでいる。一方、歳出においては、人件費や扶助費の増加が引き続き見込まれることに加え、改修・更新の時期を迎える公共施設の長寿命化事業費の増加などにより、歳出全体では約4,025億円を見込んでいる。

【参考：一般会計予算規模】

年 度	当初予算額
令和7年度	3,750億円
令和6年度	3,415億円
令和5年度	3,286億円

第2 予算編成に当たっての基本的な考え方

1 予算編成の考え方

令和8年度予算については、総合計画の計画期間が残り2年となり、新たなステージとなる次期計画も見据えた中で、基本構想で描く本市の将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向け、「本市が特に重点的に力を入れる取組」である「少子化対策」、「雇用促進対策」及び「中山間地域対策」や「本市の個性を生かす分野」として設定する「子育て」、「教育」及び「まちづくり」に要する経費を確実に計上し取組を進める。

また、令和7年3月に策定した「相模原市総合計画推進プログラム」及びその更新に向けた検討状況や令和7年8月に策定した「さがみはら都市経営戦略」を踏まえ、次の視点で編成を行う。

なお、編成に当たっては、財政の健全性を維持しつつ、効率的・効果的に事業を実施するため、所要額及び内容を十分精査の上、適正な額で計上するものとする。

- (1) 「さがみはら都市経営戦略」を策定することとなった背景を踏まえ、企業誘致、シティプロモーションなど、本市の成長・発展につながる施策に要する経費を戦略的に計上する。
- (2) 中山間地域対策関連経費については、社会情勢の変化に適切に対応しながら、地域の活性化や地域コミュニティの維持を図るため、戦略的に計上する。
- (3) 子ども関連経費については、高まる社会的ニーズを的確に捉えるとともに、本市の優位性を高めるため、戦略的に計上する。
- (4) 税源涵養に資するまちづくり事業に係る経費を始め、その他必要な投資的経費を確実に計上する。
- (5) 市民の暮らしの安全・安心の確保に要する経費など、市民生活に直接関わる課題に対応するために必要となる経費を適切に計上する。
- (6) 昨今の物価高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた予定価格の作成や、最低賃金額の改定、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を踏まえた価格による契約締結のために必要な経費を適切に計上する。

- (7) シニア世代や社会的弱者を始め「誰一人取り残さない社会」の実現というSDGsの理念や目標を踏まえ、必要な経費を適切に計上する。
- (8) 市民サービスの向上を図りながら、職員の働き方改革を進めるために、情報通信技術や先端技術、民間活力の活用を図りながら、庁内のDX化等を進め、事務事業の更なる適正化を推進するための経費を適切に計上する。
- (9) 義務的経費等を除いた行政運営推進経費については、令和7年度当初予算における一般財源を基本として予算の編成を行うこととし、社会経済情勢の変化等に伴う事業のスクラップ・アンド・ビルドを積極的に検討する。

2 予算編成における財源不足額の解消

現時点で見込んでいる財源不足額については、今後の予算編成作業の中において、歳入歳出の精査を行い、収支均衡を図る。

第3 予算編成に当たっての留意事項

1 財源の確保

(1) 市税収入等の確保

市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、全庁的な収納対策の強化に取り組むとともに、納付しやすい環境づくりを図るなど、多様な手段を講じて市税収入等を確保する。

(2) 特定財源の確保

国等の法令改正や制度改正、予算編成の動向を注視し、国等との間で事前に十分な協議を行うとともに、国・県補助事業についても市負担を生じることについて留意しつつ、国庫補助金等を積極的に確保する。

また、国等の施策を再度総ざらいし、既存の市単独事業についても活用が可能な国庫補助金等があれば積極的に確保する。

併せて、必要に応じ、適時適切に制度改正の要望を行う。

(3) 市有財産の有効活用

不要となった用地については積極的に処分するとともに、未利用財産及び長期未着手の事業予定地については、貸付けなどの有効活用を図るなど、最も効果的な活用手法により、歳入確保及び維持管理経費の削減を行う。

また、市有財産の貸付けに当たっては、適正な対価を求めるとともに、減免を行っている場合は、その必要性について見直しを行う。

(4) 適切な市債の発行

建設事業については、市民負担の世代間の公平のためにその財源として、市債を積極的に活用し着実に事業を進めるとともに、可能な限り元利償還金に対する地方交付税措置率の高い有利なものを活用する。

(5) 積極的な歳入の確保の検討

クラウドファンディング型ふるさと納税など、これまでの仕組みにこだわらず、様々な手法について積極的に検討し、歳入の確保に取り組む。

2 公共施設の長寿命化事業

公共施設の長寿命化事業に係る経費については、「相模原市公共施設等総合管理計画」及び各個別施設計画に基づき、着実に取り組む。

また、公共建築物の再編・再配置に当たっては、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム」に基づき取り組む。

3 持続可能な都市経営の推進

社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、「ヒト」（市民、企業、市職員等の力）や「モノ」（公共施設、社会インフラ等）、「カネ」（税財源、市有財産等）、「情報」（市政に関する様々な情報）といった行政資源・地域資源を効率的・効果的にいかした上で、市民福祉の向上・最大化に取り組むとともに、積極的な歳入の確保及び徹底した歳出の適正化など不断の行財政改革に取り組む。

4 受益と負担の適正化

市が提供する行政サービスに係る受益と負担をより適正な関係とするため、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく使用料等の見直し等について、予算編成へ適切に反映する。

5 民間活力の活用

「相模原市PPP（公民連携）活用指針」に基づき、行政の活動範囲を明らかにし、行政の活動範囲以外としたものは、民営化や事業の廃止に取り組むとともに、真に行政が提供すべきサービスについては、民間企業、NPO、市民団体などのノウハウや専門知識を活用したサービスを提供する手法を活用し、サービスの向上や経費の節減に取り組む。

6 地方税財政を始めとする諸制度の変更への対応

物価高騰を始めとする緊迫した社会経済情勢の中、国における各種政策の実施により、市の税財源や事務事業についても影響を受けることを想定し、情報収集に努めるなど国の動向を的確に把握する。

予算編成に当たっては、国の制度改正の詳細が明らかになっているものの以外は、現行の制度を基本に計上することとする。今後、国の方針が確定し、市に影響が生じるものについては、適宜、予算内容の組替え等の対応を行う。

7 職員の意識改革と組織風土の変革

職員一人ひとりが、本市全体の取組の方向性を理解し、改革意識をもって自律的に事務事業を推進することができるよう、引き続き、職員の意識・能力の向上に職場全体として取り組めるよう風土づくりを進める。

8 特別会計等の取扱い

特別会計及び公営企業会計の予算編成に当たっても、この予算編成方針を踏まえ、一般会計からの繰入金や事業費について、あらゆる角度から検証し、十分な精査を行うとともに、独立採算の原則に従い、これまで以上に受益と負担の適正化を図る。

第4 予算見積り・財源の配分について

枠配分経費・枠外経費の財源配分を設けないこととし、全ての事務事業経費について、所管局区において事業効果を検証し、十分な精査を行った上で所要額を見積もる。

以 上

令和 8 年度の収支見通し（一般会計） 事業費ベース

1 歳入

（単位：億円）

		令和 7 年度 当初予算額	令和 8 年度 予算見込額	令和 7 年度との比較	
				増減額	伸率
(1)	市税	1,438	1,480	42	2.9%
	うち個人市民税	662	682	20	3.0%
	うち法人市民税	62	62	0	0.0%
(2)	地方譲与税・交付金	283	309	26	9.2%
(3)	地方交付税	292	311	19	6.6%
	うち普通交付税	282	301	19	6.7%
(4)	国・県支出金	1,086	1,158	72	6.6%
(5)	市債	261	326	65	25.0%
	うち建設債	253	318	65	25.8%
	うち災害復旧債	8	8	0	0.0%
	うち臨時財政対策債	0	0	0	0.0%
(6)	その他	390	414	24	6.1%
合 計（A）		3,750	3,998	248	6.6%

2 歳出

(1)	人件費	823	885	62	7.5%
(2)	公債費	232	245	13	5.6%
(3)	扶助費	1,160	1,216	56	4.9%
	うち市単独事業分	144	140	▲ 4	▲ 2.7%
(4)	繰出金	218	240	22	10.2%
(5)	長寿命化事業費	165	215	50	30.3%
(6)	行政運営推進経費 （(1)から(5)までの経費以外）	1,152	1,224	72	6.2%
合 計（B）		3,750	4,025	275	7.3%

3 収支

収 支（C）＝（A）－（B）	0	▲ 27		
----------------	---	------	--	--

※ 令和 7 年 9 月時点における見込み

試算の考え方

○歳入

市税や地方譲与税・交付金については、制度改正や社会経済情勢等を踏まえて見込んだ。
 地方交付税、臨時財政対策債については、市税等の見込みや国の地方財政収支の仮試算等を踏まえて機械的に見込んだ。
 国・県支出金や建設債等については、歳出の特定財源として見込まれているものを反映した。

○歳出

義務的経費（人件費、公債費、扶助費、繰出金）については、過去の実績や将来人口推計等を踏まえて見込んだ。
 長寿命化事業費については、相模原市公共施設等総合管理計画等を踏まえて見込んだ。
 行政運営推進経費については、法令改正等に伴う必然的な増減及び今般の物価高騰に対応する経費などを反映した。